



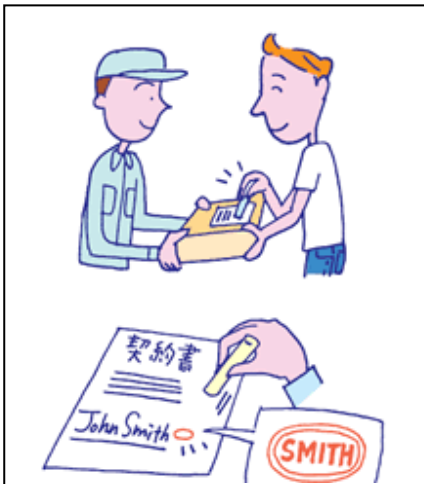
5 印鑑

にほん か いんかん つか
日本では、サインの代わりになるものとして、印鑑(はんこ)を使います。

5-1 印鑑とは

いんかん ひ つか みとめいん じゅうよう しょうい じついん いんしょうてん
印鑑には日ごろよく使う「認印」と重要な書類にもちいる「実印」があります。どちらも「印章店(はんこ
や ざいしつ ねだん おお
屋さん)」などでつくってもらいますが、材質などによって値段が大きくちがいます。

(1) 認印



やくしょ しんせいしょ たくはい こづつみ う と おな い
役所へ申請書や宅配の小包の受け取りなどに、サインと同じような意
み つか こがた いんかん とく きてい ぎんこう こうざ ひら
味で使う小型の印鑑です。特に規定はありませんが、銀行の口座を開
とき つか いんかん ぎんこういん つうちょう りよう かね ひ だ
く時に使った印鑑(銀行印)は、通帳を利用してお金を引き出すとき
こうざ し ひつよう たいせつ ほかん
や、口座を閉めるときに必要ですから大切に保管しましょう。

(2) 実印

じついん こうてき じゅうようぶんしょ なついん はん お いんかん す し
実印は公的な重要文書に捺印(判を押すこと)するときの印鑑のことをいいます。あなたが住んでいる市
くちょうそん やくしょ いんえい なついん とうろく いんかんとうろく
区町村の役所に印影(捺印したもの)を登録(印鑑登録)します。